資料５－２

企業会計（複式簿記）及び政治資金制度（単式簿記）について

１．企業会計（複式簿記）について

○　企業会計は、企業の経営成績や財政状態を把握し、株主や債権者等に開示するとともに、配当可能利益の算定や、関係者の利害調整を図るために企業の損益を合理的に計算することを主たる目的とする。（平成 15 年６月財政制度等審議　会財政制度分科会　法制・公会計部会報告書「公会計に関する基本的考え方」）

○　このため、取引を借方と貸方に仕訳し記録・計算・整理する複式簿記を採用し、現金の収支にかかわらず経済的事実に基づいて収益・費用を認識する（発生主義、実現主義）。その記録を基に、一定期間の経営成績を表す損益計算書や一定時点の財政状態を示す貸借対照表等を作成する。

2．政治資金制度（単式簿記）について

○　政治資金規正法は、基本理念として、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだねることを規定している（政治資金規正法第２条第１項）。

○　政治資金監査は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、外部性を有する第三者である登録政治資金監査人が、収支報告書、会計帳簿、領収書等のチェックにより全ての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等を確認するとともに、翌年への繰越の金額について預貯金口座の残高の額と一致しているかどうかの確認を行うもの（※）。

※　令和６年の政治資金規正法の改正では、収入全体について適切な政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体について保有する金銭を銀行等への預貯金の方法により保管するものとして、その預貯金口座の残高の額と翌年への繰越額との一致を確認することとし、政治資金監査の確認事項に追加された。

○　政治団体の会計帳簿や収支報告書は、政治団体の個々の収入や支出の流れを国民に明らかにすることを目的に、現金の収支（出入り）という事実を記録する現金主義（単式簿記）を原則としている。